

(別紙)

事業者の皆様

下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和7年7月18日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。

● 中小受託取引適正化法ガイドブック ●

「下請法」は とりてきほう 「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



はじめに

令和7年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)により、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正されます。

法律の題名の変更のほか、適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされており、本ガイドブックでは改正後の法律の概要を御紹介します。

※ 改正の概要及び新旧の条文等については、下記の公正取引委員会ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihhou.html



改正事項 【令和8年1月1日から施行・適用】

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※ 法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「^{とりてきほう}取適法」となります。
本ガイドブックでは以下「取適法」として記載します。

適用対象の拡大

● 適用基準への「従業員基準」の追加

適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、新たに従業員数による基準(3ページ参照)が追加されました。従業員数300人(役員提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

● 対象取引への「特定運送委託」の追加

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます(4ページ参照)。

禁止行為の追加

● 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な製造委託等代金の額の決定が禁止されます(19ページ参照)。

● 手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止されます。また、その他の支払手段(電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)など)についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます(15ページ参照)。

面的執行の強化

- 事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)しており、この情報提供先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁が追加されます。

その他

- 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

取適法の概要

1 目的(第1条) 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義(第2条第1項～第9項)

(1) ●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

3 委託事業者の義務(第3条、第4条、第6条、第7条)、 禁止事項(第5条第1項、第2項)、調査(第12条)、勧告(第10条)等

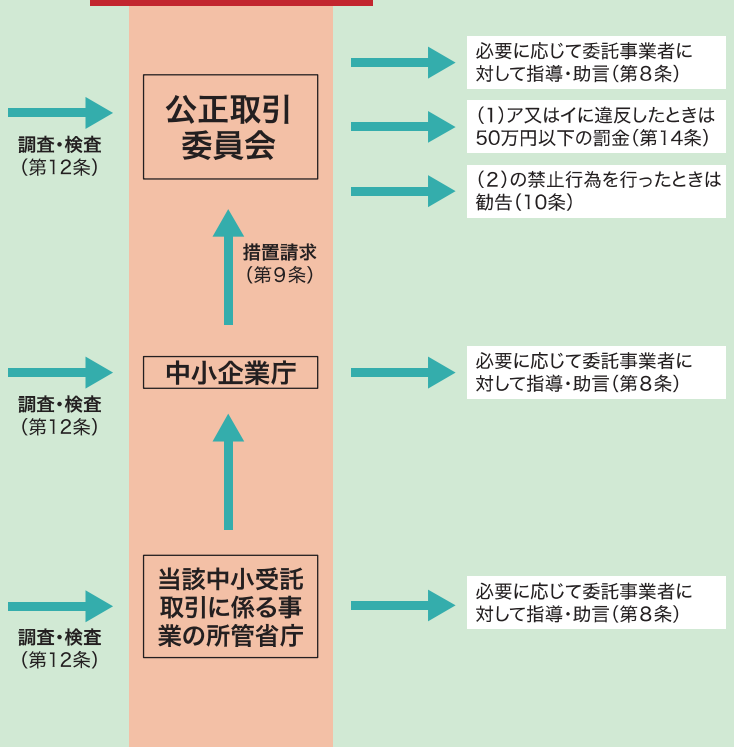
(1) 義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等(第4条)
- イ 書類の作成・保存義務(第7条)
- ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務(第3条)
- エ 遅延利息の支払義務(第6条)

(2) 禁止事項

- ア 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
- イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止(第5条第1項第2号)
- ウ 製造委託等代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第5条第1項第4号)
- オ 買いたたきの禁止(第5条第1項第5号)
- カ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
- ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
- コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
- サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)

公正取引委員会、中小企業庁、
事業所管省庁の3者間で
「情報提供」(第13条)



取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金※¹基準又は従業員※²基準から定めており、適用対象となる取引の発注者(委託事業者)が資本金基準又は従業員基準のどちらか1つでも満たす場合には、「優越的地位にある」として取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

① 製造委託

※ 資本金区分及び従業員区分は11ページ参照

製造委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→ 部分が中小受託取引です。)

製造委託【類型1】

改正により追加!

物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
 - ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

製造委託【類型2】

改正により追加!

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者[※]に委託する場合。

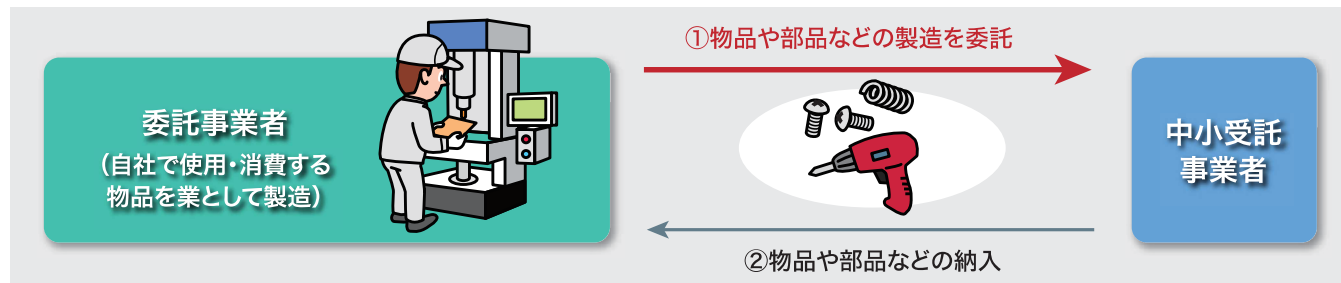


- 例**
- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。
- ・工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型 4】

改正により追加！

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者に委託する場合。



例 ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

② 修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)があります(→ 部分が中小受託取引です)。

修理委託【類型 1】

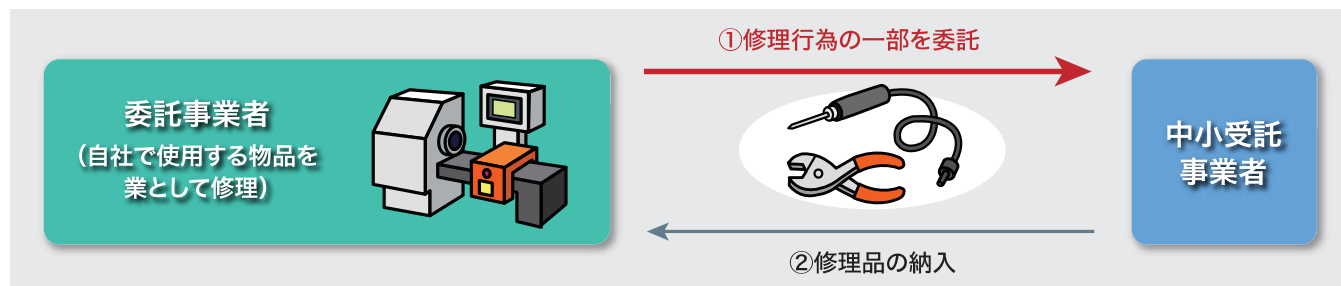
物品の修理を請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。



例 ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

修理委託【類型 2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合。



例 ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

取適法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。 こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

③ 情報成果物作成委託

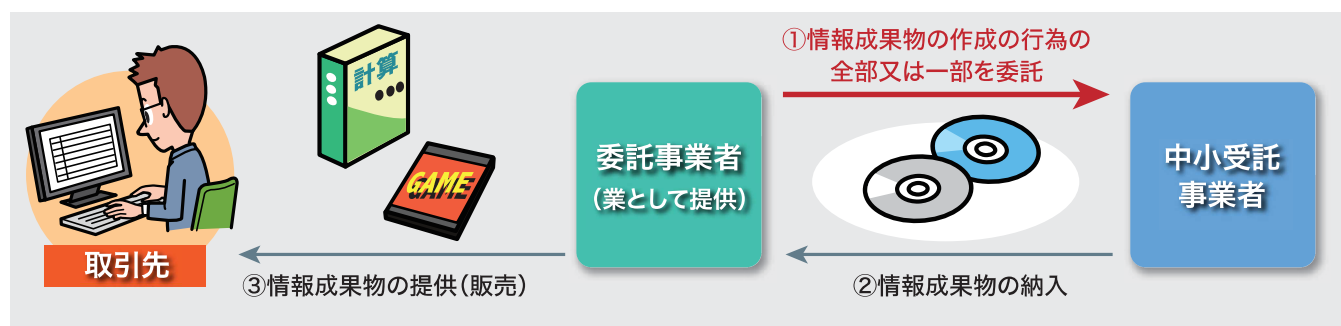
情報成果物作成委託には次の3つのタイプ(類型1～類型3)があります(→部分が中小受託取引です。)

情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

情報成果物作成委託【類型1】

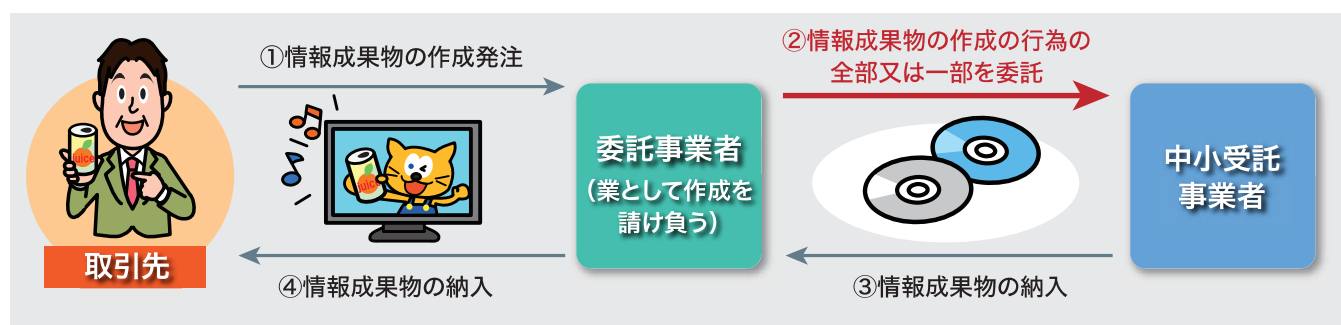
情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者₁に委託する場合。



例 ・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託【類型2】

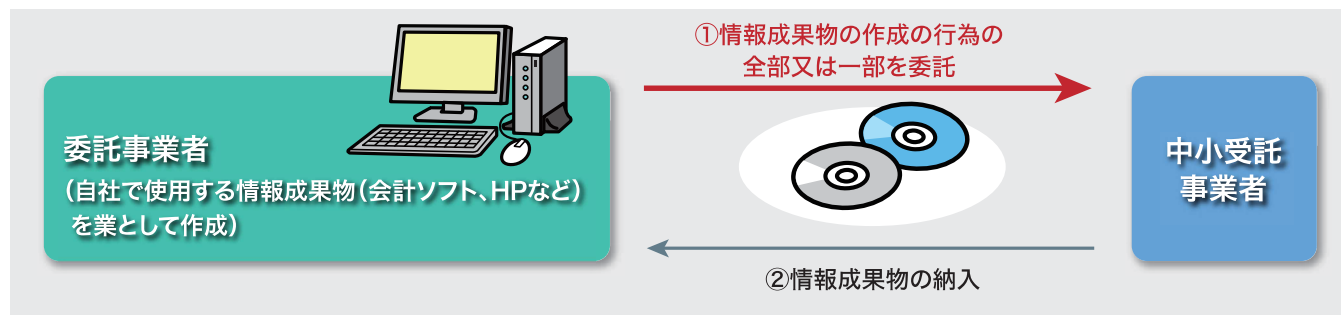
情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者₂に委託する場合。



例 ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



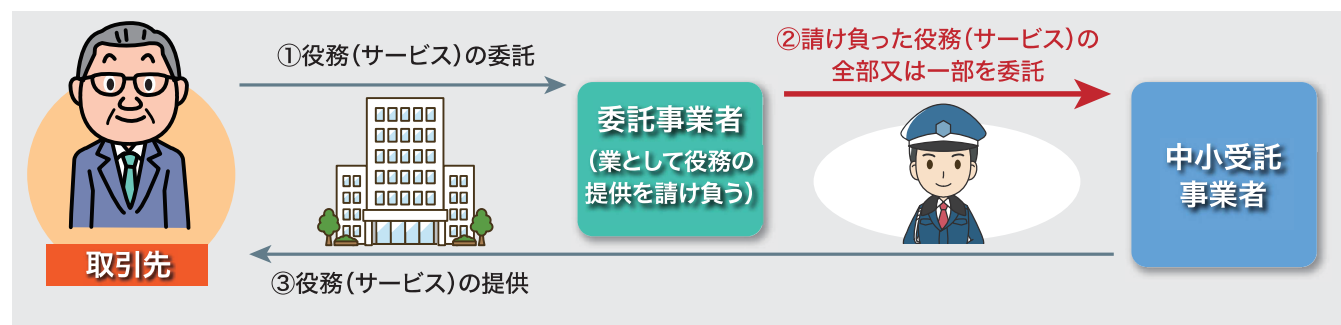
例 ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務の提供を再委託することをいいます(→ 部分が中小受託取引です。)

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者²に委託する場合。



例 ・ビル管理業務業者が、請け負う管理業務の一部であるビルの警備を警備業者に委託する場合。
・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者に委託する場合。

役務提供委託の注意点

- ① 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。
- ② 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。

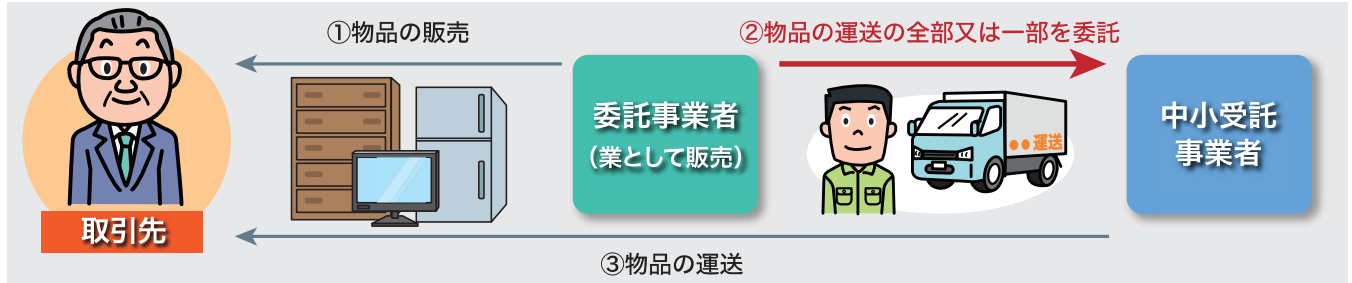
例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託する行為は取適法上の「役務提供委託」には該当しません。

⑤ 特定運送委託

特定運送委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が中小受託取引です。)

特定運送委託【類型1】

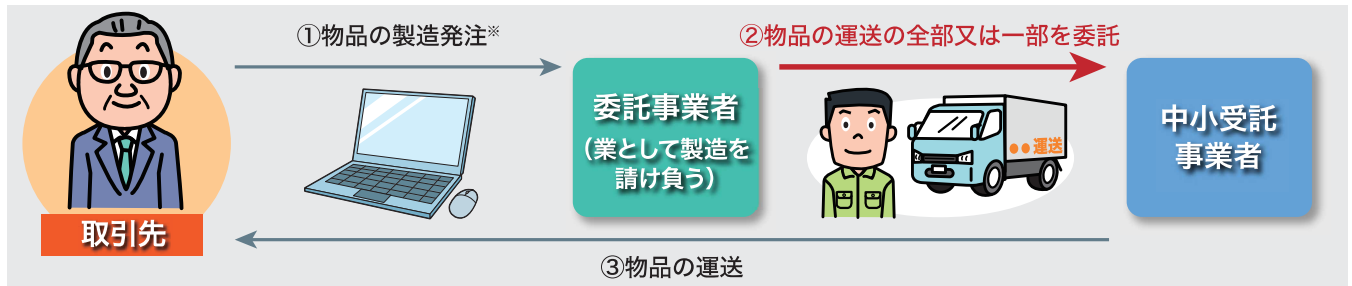
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



例 ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

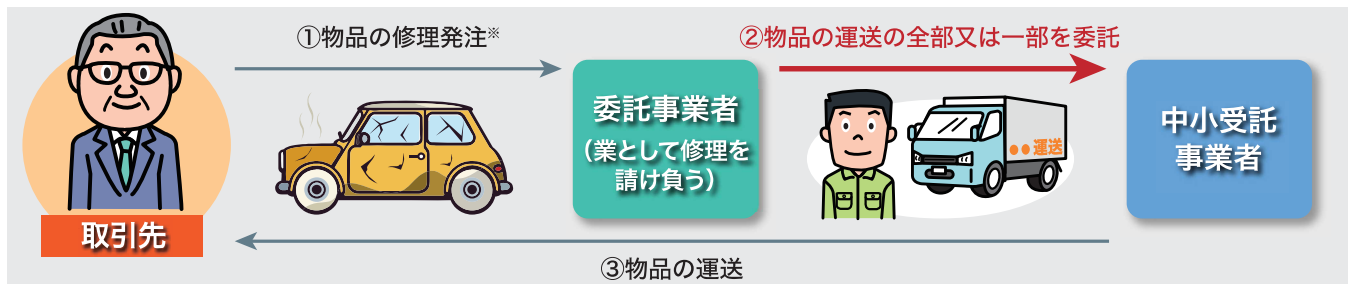


※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

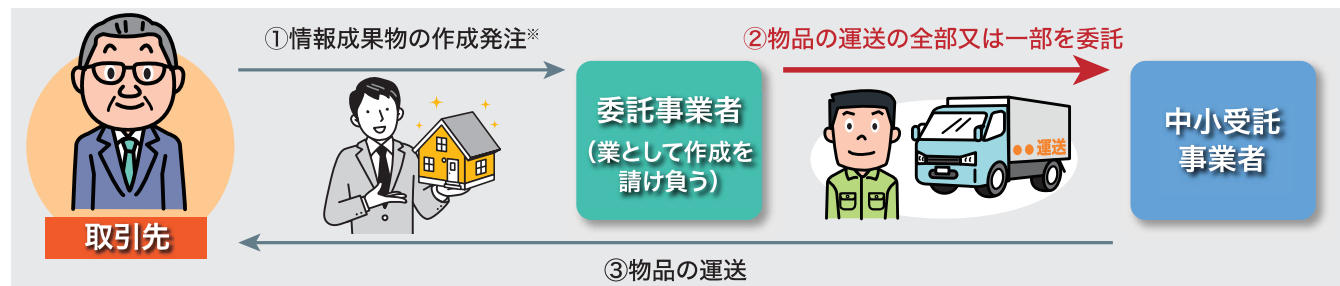


※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



例

- ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者へ委託する場合。

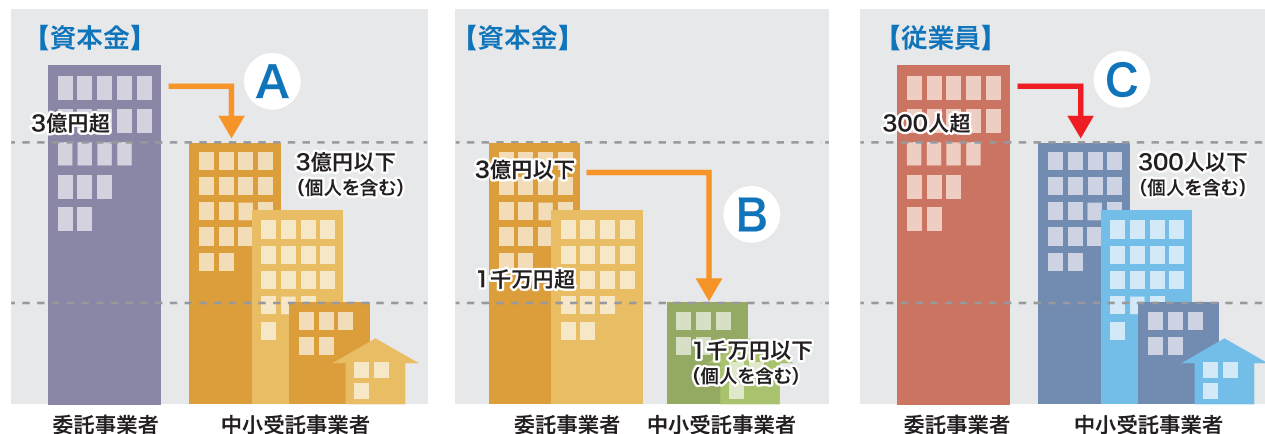
資本金区分と従業員区分

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金^{※1}又は従業員^{※2}によって、「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分(下記)のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引となります。

※1 資本金の額又は出資の総額

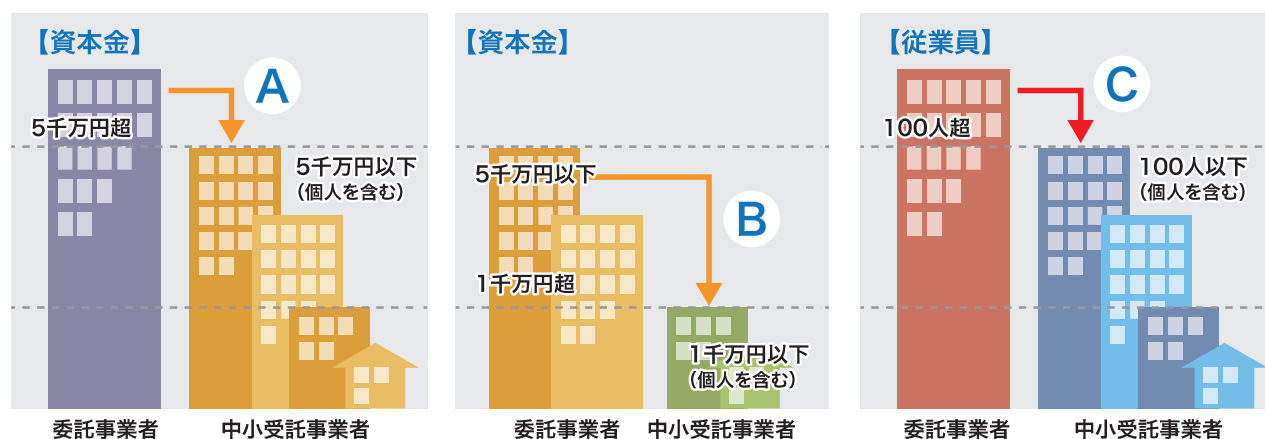
※2 常時使用する従業員の数

■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託^{*1}、特定運送委託



*1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

■ 情報成果物作成委託・役務提供委託^{*2}



*2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金区分又は従業員区分

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分又は従業員区分で取適法の対象になるかを判断します。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、「情報成果物作成委託」又は「製造委託」のいずれかの資本金区分又は従業員区分に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。